公示送達

函館市石川中央土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七条第二項の規定による物件等除却通知及び照会は、送付を受けるべき者が受領を拒否されたので、同法第百三十三条第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容をつぎのとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者
住所　函館市石川町一五六番地四
氏名　下山　ウタ
（通知の内容）
物件等除却通知及び照会
函館市石川町一五六番地六の土地に所在するビニールハウス一式を函館市石川中央土地区画整理事業の施行による仮換地指定に伴い、平成二十三年五月十一日までに除却していただくことになりましたので通知します。
右記期限後は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七条第七項の規定に基づき施行者が除却工事を行うこととなります。
つきましては、貴殿が上記期限までに自ら移転工事をされる意思の有無を平成二十三年四月二十八日までに函館市石川中央土地区画整理組合へ回答して下さい。
以上土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七条第二項の規定に基づき通知及び照会します。
（教示）
一　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に函館市長に審査請求をすることができます。
二　この通知があったことを知った日から六箇月以内に施行者を被告とし取消訴訟を提起することができます。
平成二十三年三月三十日
北海道函館市石川町一二五番地一
函館市石川中央土地区画整理組合
理事長　西谷　幸光

登録包括信用購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項後段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第四項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社北洋銀行
代表者の氏名　取締役頭取　横内　龍三
本店の所在地　札幌市中央区大通西三丁目七番地
二、廃止した営業所の名称及び所在地並びに廃止の年月日
①ローンプラザ・マイホームセンター札幌会場
札幌市豊平区豊平一条一〇丁目一番一号　平成二十年十一月十日　②表町支店　北海道苫小牧市表町二丁目一番七号　平成二十一年四月十三日　③根室緑町支店　北海道根室市緑町二丁目一番地　平成二十一年四月十三日　④浦河大通支店　北海道浦河郡浦河町大通三丁目一七番地　平成二十一年四月十三日　⑤大通東支店
札幌市中央区大通東二丁目三番地一　平成二十一年四月二十日　⑥琴似本通支店　札幌市西区山の手三条一丁目三番五号　平成二十一年四月二十日　⑦北二条支店　札幌市中央区北二条西三丁目一番地　平成二十一年四月二十日　⑧新川駅前支店　札幌市北区北二九条西一五丁目二番一号　平成二十一年四月二十日　⑨環状通東駅支店　札幌市東区北一五条東一五丁目四番一五号　平成二十一年七月十三日　⑩本別中央支店　北海道中川郡本別町北二丁目三番地一三
平成二十一年七月十三日　⑪江別幸町支店　北海道江別市幸町一〇番地二〇　平成二十一年八月十七日　⑫岩見沢駅前支店　北海道岩見沢市三条西五丁目六番地　平成二十一年八月十七日　⑬地下鉄白石支店　札幌市白石区東札幌二条六丁目七番一四号　平成二十一年八月十七日　⑭新東室蘭支店　北海道室蘭市中島町二丁目二九番二〇号　平成二十一年八月十七日　⑮帯広大通支店　北海道帯広市大通南九丁目一番地
平成二十一年八月二十四日　⑯杉並町支店　北海道函館市杉並町四番一三号　平成二十一年八月二十四日　⑰栄町東支店　札幌市東区北四二条東一七丁目一番八号　平成二十一年八月二十四日　⑱静内御幸町支店　北海道静内郡新ひだか町静内御幸町一丁目一番一号　平成二十一年八月二十四日　⑲江差西支店　北海道檜山郡江差町字姥神町五七番地　平成二十一年十一月九日　⑳新さっぽろ中央支店西友厚別出張所　札幌市厚別区厚別西四条六丁目七〇〇―一一六
平成二十一年十一月九日　㉑山鼻中央支店　札幌市中央区南一一条西一一丁目一番一号　平成二十一年十一月十六日　㉒富良野駅前支店　北海道富良野市日の出町一〇番一号　平成二十一年十一月十六日　㉓北見駅前支店　北海道北見市北二条西一丁目六番地　平成二十一年十一月十六日　㉔小樽稲穂支店　北海道小樽市稲穂二丁目一一番一四号　平成二十一年十一月十六日　㉕元町中央支店　札幌市東区北二一条東一七丁目三番六号　平成二十一年十二月十四日　㉖新さっぽろ中央支店　札幌市厚別区厚別中央二条五丁目二番三五号　平成二十一年十二月十四日　㉗釧路駅前支店　北海道釧路市北大通一三丁目一番地の六　平成二十一年十二月十四日　㉘旭川三条通支店　北海道旭川市三条通九丁目右一〇号　平成二十一年十二月十四日　㉙東白石支店　札幌市白石区本通一七丁目南四番一三号　平成二十二年三月十五日　㉚豊平東支店
札幌市豊平区豊平四条九丁目二番一号　平成二十二年三月十五日　㉛平岡支店　札幌市清田区平岡九条一丁目八番一二号　平成二十二年三月十五日　㉜西二八丁目駅支店　札幌市中央区北五条西二七丁目一番一号　平成二十二年三月十五日　㉝札幌北支店　札幌市東区北二四条東一丁目三番二号　平成二十二年三月二十三日　㉞西線九条支店　札幌市中央区南八条西一四丁目三番一七号　平成二十二年三月二十三日　㉟月寒通支店　札幌市豊平区月寒中央通九丁目二番五号　平成二十二年三月二十三日　㊱すすきの中央支店　札幌市中央区南四条西三丁目九番地　平成二十二年三月二十三日　㊲手稲中央支店手稲本町出張所　札幌市手稲区手稲本町二条三丁目九番一号　平成二十二年六月十四日　㊳北海道滝川市栄町三丁目九番二号　平成二十二年六月二十一日　㊴宮の沢中央支店　札幌市西区西町北二〇丁目一番一〇号
平成二十二年六月十四日　㊵滝川駅前支店　北海道滝川市栄町三丁目九番二号　平成二十二年六月二十一日　㊶新稚内支店　北海道稚内市中央三丁目三番一号　平成二十二年六月二十一日　㊷千歳駅前通支店　北海道千歳市千代田町三丁目八番地　平成二十二年六月二十一日　㊸亀田中央支店　北海道函館市美原一丁目二二番一八号　平成二十二年六月二十一日　㊹大通支店　札幌市中央区大通西三丁目七番地　平成二十三年一月十一日　㊺本店ローンプラザ　札幌市中央区大通西三丁目一一番地　平成二十三年一月十一日

三、営業保証金の総額　金千百八十五万円
取戻営業保証金の額　金二百二十五万円
四、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権の発生原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を北海道経済産業局長に提出して下さい。
五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の保証金は取戻されます。
平成二十三年三月三十日
札幌市中央区大通西三丁目七番地
株式会社北洋銀行
取締役頭取　横内　龍三

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。
下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。
平成23年3月30日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社サカヤ　②大阪府知事(3)34143　③代表取締役　阪口清　④大阪府東大阪市島之内２丁目14番21号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府東大阪市島之内２丁目14番21号　株式会社サカヤ
代表取締役　阪口清